

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ピキャンバロッサ No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ピキャン バロッサ

◇壁のシールド無し

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積 (正面・背面) : $A_v=5961.6\text{cm}^2$ (W69cm×H86.4cm)

ストーブの鉛直投影面積 (左右側面) : $A_v=4881.6\text{cm}^2$ (D56.5cm×H86.4cm)

1. 正面 (開口部がある面の離隔距離 (か'う等扉付))

$$L_{\text{sop}}=2.4 \times \sqrt{5961.6}=185.3\text{cm}$$

2. 右側面 (開口部がない面の離隔距離)

$$L_{\text{ssl}}=1.59 \times \sqrt{4881.6}=111.1\text{cm}$$

3. 左側面 (開口部がない面の離隔距離)

$$L_{\text{ssl}}=1.59 \times \sqrt{4881.6}=111.1\text{cm}$$

4. 背面 (開口部がない面の離隔距離)

$$L_{\text{ssl}}=1.59 \times \sqrt{5961.6}=122.8\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積 : $A_h=3898.5\text{cm}^2$ (W69cm×D56.5cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$$H_s=0.0106 \times (1 + (10000 / (3898.5 + 800))) \times 3898.5=129.3\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (作図により軌跡を示す)

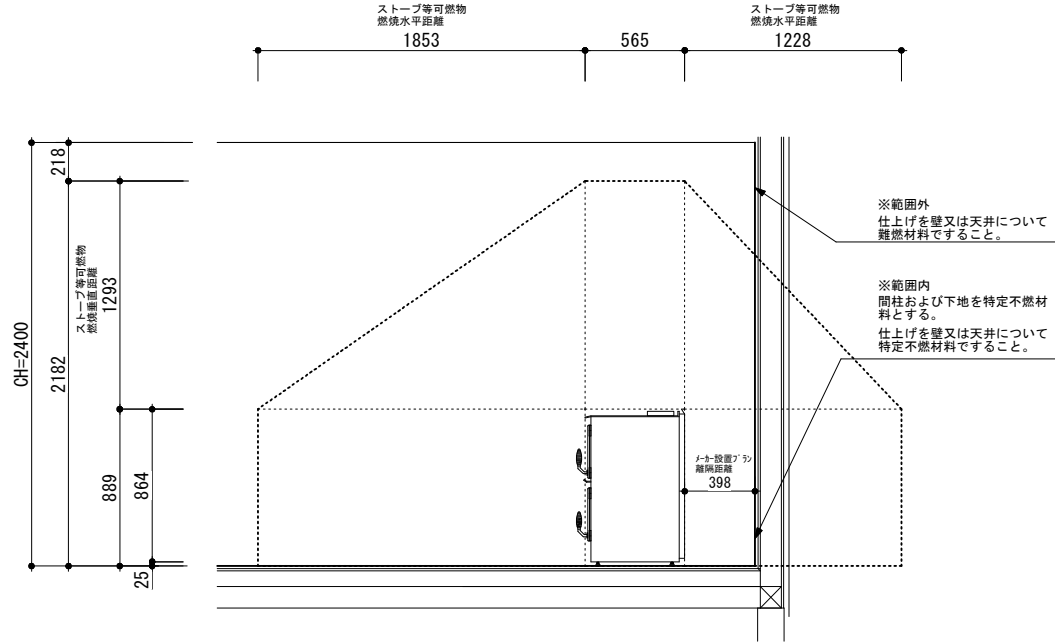
$$D_s = ((H_s - h) / H_s) \times L_s$$

(※Dsは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

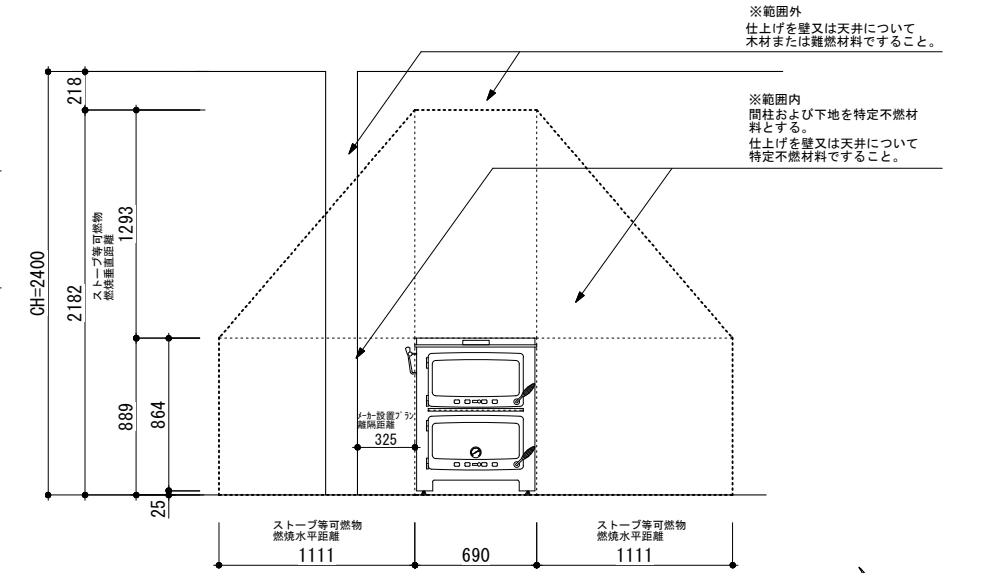
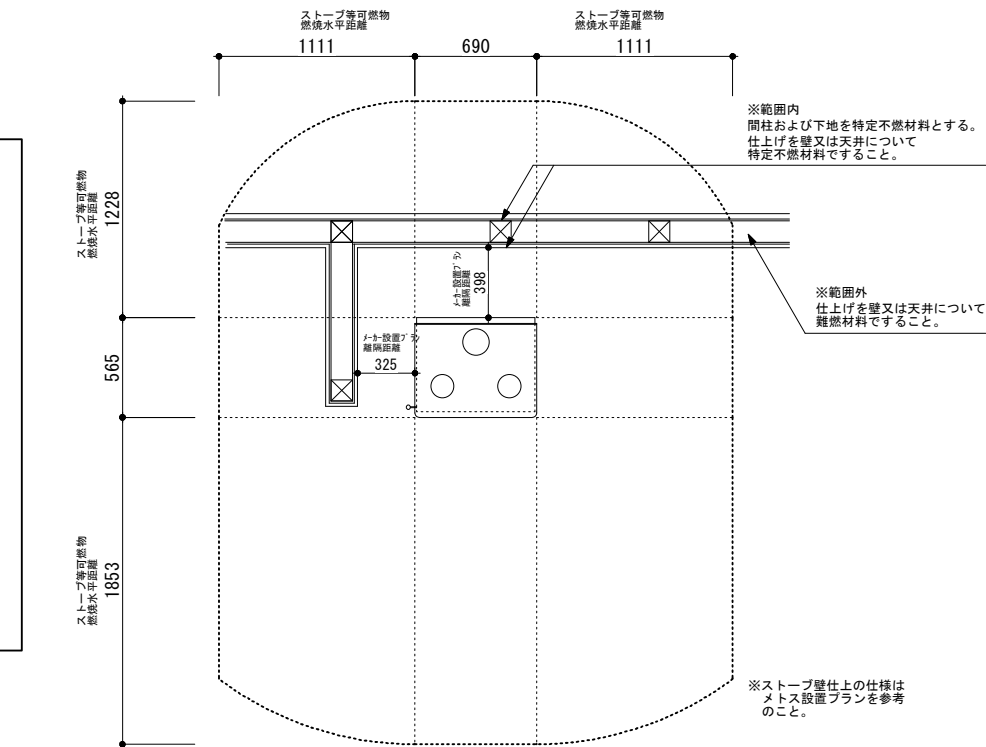
◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板 (厚さ3mm以上)
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚さ5mm以上)
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード (厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。



内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ピキャンバロッサ No.2/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ピキャン バロッサ

◇壁のシールド：遮熱板あり

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板の最低距離：27.5cm 以上

壁と遮熱板の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板の最低距離：27.5cm 以上

天井と遮熱板の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、距離が長い値以上とする。

マーク2ネクターCBの場合：前面：61.8cm以上

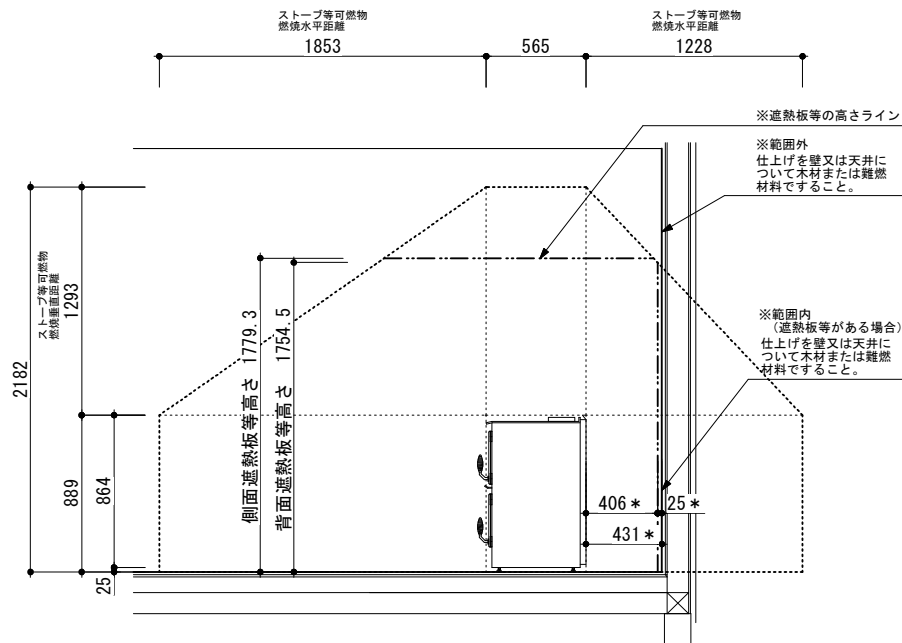
右側面：37.1cm以上

左側面：37.1cm以上

背面：43.1cm以上

※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。
この資料に示す範囲(二点鎖線部分)は一例です。

※本資料(マーク2ネクターCB No.2/3)のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。



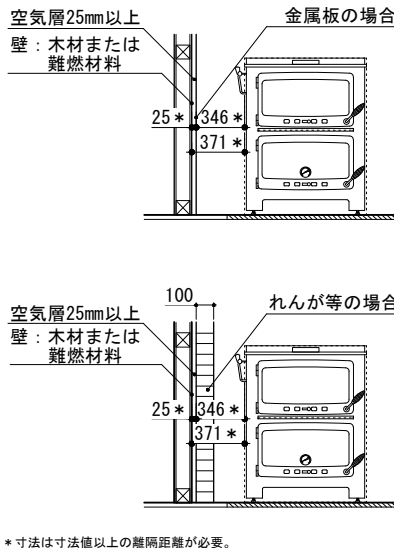
※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、
第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

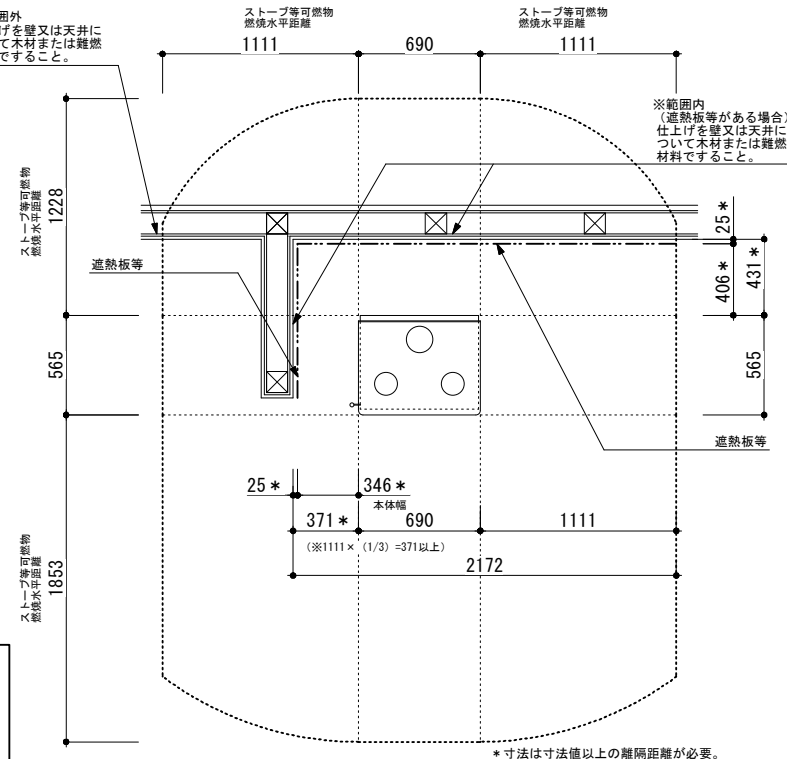
- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板 (厚さ3mm以上)
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚さ5mm以上)
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

※遮熱板等とは 「特定不燃材料の板等」のこと。

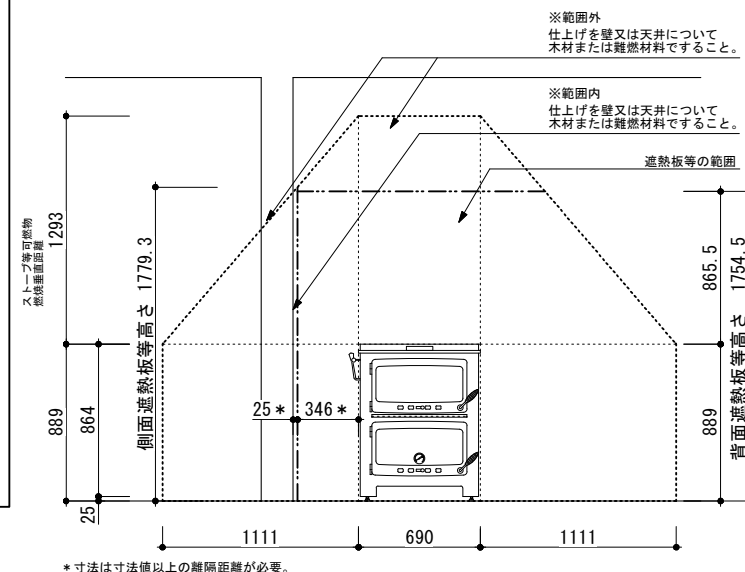


* 寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。

※範囲外
仕上げを壁又は天井に
ついて木材または難燃
材料ですること。



* 寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。



* 寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ピキャンバロッサ No.3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

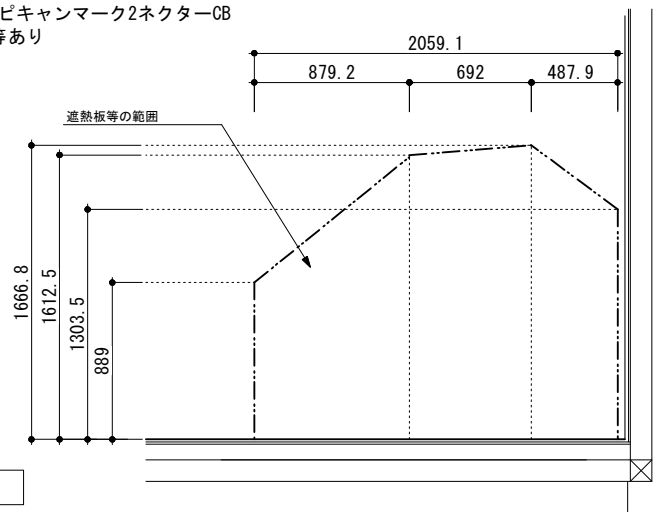
○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

※範囲計算条件

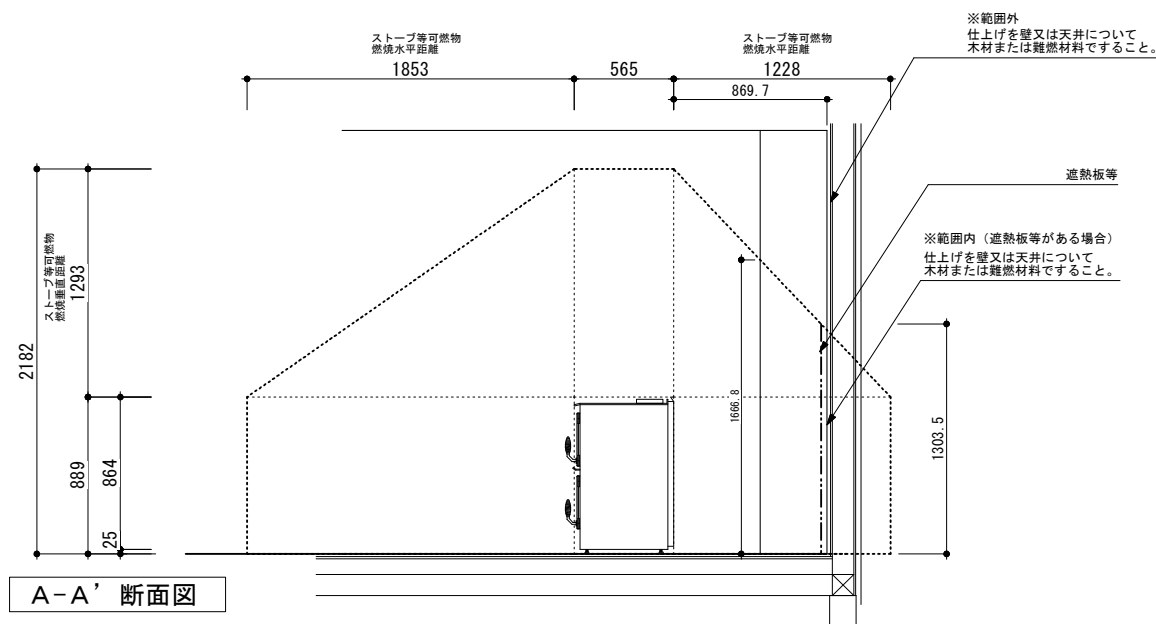
◇ストーブ本体機種：ピキャンマーク2ネクターCB

◇壁のシールド：遮熱板等あり



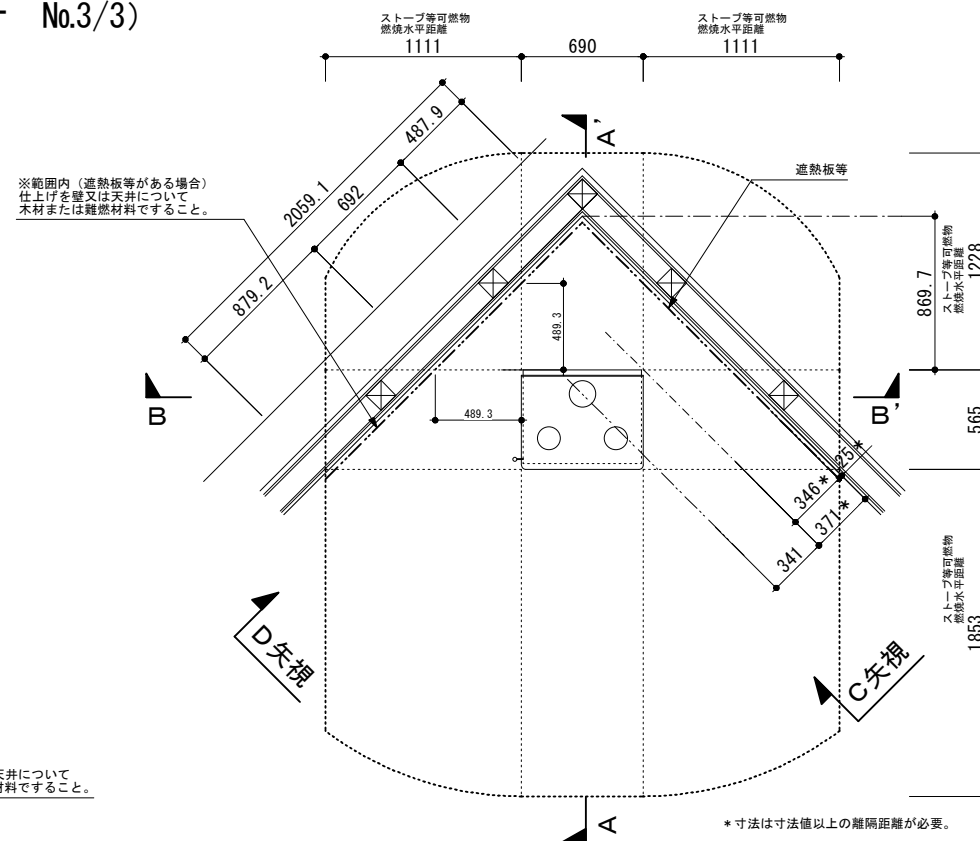
C矢視展開図

※D矢視展開図は反転させた形状とする。



A-A' 断面図

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。



B-B' 断面図

*寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。